

chapter 2

賃金・諸手当はどうなってるの？

1. 臨時的任用職員

●大阪の各給料表の初任給上限は以下の通りです。

初任給基準

- 義務制……………小中学校教育職給料表
- 高校・障害児学校……高等学校等教育職給料表
- 大学卒……1級25号 短大卒……1級15号

$$\text{「給料」} = \text{給料月額} + \text{教職調整額}$$

●任用期間中、昇給はありません。給料は新しく採用される度に経験年数換算表によって経験年数を換算し初任給基準に号給の加算調整が行われます。

例えば、国家公務員、地方公務員や教員としての前歴経験がある場合は10割の換算率で、12ヶ月で4号とみて初任給に加算します。

●各給料表の現行上限額

高等学校等給料表	331,900円
小・中学校給料表	313,500円
行政職(一)	226,400円
医療職(二)	281,100円

※2006年4月から、各給料表2万円以上の大幅改善を実現しました。
 ※2013年度の賃金決定闘争の成果として上限額の引き上げをかち取りました。



●諸手当・一時金は基本的に正規職員と同等の扱いです。

諸手当には教職調整額、地域手当、教員特別手当、扶養手当、期末・勤勉手当、住居手当、通勤手当などがあります。扶養手当、住居手当、通勤手当は届出をしないと支給されませんので、事実が生じた場合はすぐに届出を。

●通勤手当(住居から勤務地まで片道2km以上ある場合に支給)

- ◆交通機関利用者……6ヶ月定期代を年2回(4月と10月)支給
- ◆交通用具利用者……距離に応じて手当を支給

●旅費(交通費等が支給されます)

公務で出張、研修等に参加した場合、交通費が支給されます。

●住居手当

- 借家・借間の場合……………最高支給限度額27,000円
- 持家の場合……………廃止(2012.1月～)
- 家賃月額23,000円以下の者……………(家賃月額) - 12,000円
- 家賃月額23,000円を超える者……………11,000円 + (家賃月額 - 23,000円) / 2

大教組はこう考えています

2015年4月から、月途中の採用の臨時的任用職員(常勤講師等の教育職に限る)にも、通勤手当が日割で支給されるようになりました。他の諸手当も同様に支給されるように要求しています。

●期末・勤勉手当(一時金)

$$\text{期末手当} = (\text{「給料」} + \text{扶養手当} + \text{地域手当}) \times \text{支給割合}$$

$$\text{勤勉手当} = (\text{「給料」} + \text{地域手当}) \times \text{支給割合}$$

基準日に在籍している臨時的任用職員には正規職員と同様に在職期間に応じて支給されます。(基準日前1ヶ月以内に退職した者も含まれます)

(基準日) 夏季手当…6月1日 年末手当…12月1日

	支給日	期末手当	勤勉手当	合計
夏季手当	6月30日	1.225月	0.80月	2.025月
年末手当	12月10日	1.375月	0.80月	2.175月
合計		2.6月	1.6月	4.2月

②勤勉手当の勤務期間の計算 ※

勤務期間	支給割合(%)	勤務割合	支給率(%)
6ヶ月	0.80	100/100	0.80
5ヶ月15日以上6ヶ月未満	#	95/100	0.78
5ヶ月以上5ヶ月15日未満	#	90/100	0.72
4ヶ月15日以上5ヶ月未満	#	80/100	0.64
4ヶ月以上4ヶ月15日未満	#	70/100	0.56
3ヶ月15日以上4ヶ月未満	#	60/100	0.48
3ヶ月以上3ヶ月15日未満	#	50/100	0.4
2ヶ月15日以上3ヶ月未満	#	40/100	0.32
2ヶ月以上2ヶ月15日未満	#	30/100	0.24
1ヶ月15日以上2ヶ月未満	#	20/100	0.16
1ヶ月以上1ヶ月15日未満	#	15/100	0.12
15日以上1ヶ月未満	#	10/100	0.08
15日未満	#	5/100	0.04

※月によって期間を計算するときは、民法第143条によって行う。例えば、5月10日から5月9日まで、7月31日から8月30日までを1ヶ月とみます。1ヶ月に満たない期間が2つ以上あるときは、合算して30日を1ヶ月とみます。

①期末手当の在職期間の計算

在職期間	6月(夏季)		12月(年末)	
	支給割合(%)	在職割合	支給割合(%)	在職割合
6ヶ月	1.225	100/100	1.225	1.375
5ヶ月以上6ヶ月未満	1.225	80/100	0.98	1.375
3ヶ月以上5ヶ月未満	1.225	60/100	0.735	1.375
3ヶ月未満	1.225	30/100	0.3675	1.375

6月30日(木)はボーナス(期末手当・勤勉手当)の支給日です。今季の到達点(労働組合の要求に対する府当局の回答と労働組合の態度)については「府労組連ニュース」(ブルー)を参照してください。

臨時教職員の権利紹介②

前々号から臨時教職員の権利を紹介しています。今回は常勤講師の方の手当です。時間講師の方は別の制度になります。

生活と権利を守るため、講師の方も泉北教組に加入してください。組合費は月千円です。